

児童扶養手当制度 のおしらせ

児童扶養手当は、父(母)と生計を共にできない場合(死亡・離婚・未婚・生死不明・その他)か、父(母)が重度の障害者である場合に児童の父(母)、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

※児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のこと。心身に一定の障害がある場合は20歳までの人。詳しくは、下記へ問い合わせてください。

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月からの手当が4月・8月・12月に(それぞれの前月分まで)支給されます。

※前年(1月～7月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合は、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や手当の額・所得制限など、詳しくはこども福祉課(内線522)へ。



【手当を受けているみなさんへのお知らせ】

◆児童扶養手当の現況届を提出してください

現況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと、8月分以降の手当が受けられないので、必ず受給者本人が届をしてください。

対象＝7月末現在で手当を受けている人・全部停止の人
※対象となる人には、郵送で通知を送付します。

期間＝8月1日(火)～31日(木)(土・日曜と祝日を除く)

届に必要なもの＝①印かん ②手当証書(全部停止の人は除く) ③その他必要な書類は各個人に通知します。

◆児童扶養手当一部支給停止適用除外事由

届出書の申請について(該当者のみ)

児童扶養手当を受給して5年、または支給要件に該当した時から7年を経過した人は、それまでの手当額の2分の1が減額されます。

ただし、就業中や求職活動中である場合、障害・病気により就業ができない等の事由に該当する場合は、届出により減額の対象にはなりません。

該当する人にはすでに届出用紙を送付していますので、現況届提出時にあわせて提出してください。

なお、届出のない場合は、手当額が減額される場合がありますので注意してください。

【共通】

届出先・詳細・問合せ＝こども福祉課(内線522)

出張ハローワーク ひとり親全力サポートキャンペーン

～ひとり親世帯向けお仕事相談を実施します～

ハローワークでは、児童扶養手当を受給している「ひとり親」世帯のみなさんの就職活動支援として、奈良県スマイルセンターと連携し、市役所内で臨時に「出張ハローワーク」を開設します。



仕事に関する相談を受けますので、この機会にぜひご利用ください(相談無料・申込不要)。

日時＝8月10日(木)・25日(金) 各日9時～16時

場所＝市役所 こども福祉課(1階119番窓口)

対象＝児童扶養手当を受給している、ひとり親世帯の人
詳細・問合せ＝ハローワーク大和郡山(☎52-4355)

(地域振興課)

特別児童扶養手当制度 のおしらせ

特別児童扶養手当は、20歳未満の身体や精神に中程度以上の障害や病気(おおむね身体障害者手帳の1～3級と4級の一部、療育手帳AとBの一部など)の児童を家庭で育てている父か母、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

手当額＝1級：51,450円 2級：34,270円

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月からの手当が4月・8月・11月に(それぞれの前月分まで、11月は当月分まで)支給されます。

※前年(1月～7月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合は、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくはこども福祉課(内線522)へ。

【手当を受けているみなさんへのお知らせ】

◆特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください

所得状況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと8月分以降の手当が受けられないので必ず届をしてください。

対象＝7月末現在で手当を受けている人

期間＝8月14日(月)～9月11日(月)(土・日曜を除く)

届に必要なもの＝①印かん ②手当証書(全部停止の人は除く) ③その他必要な書類は各個人に通知します。

【共通】

届出先・詳細・問合せ＝こども福祉課(内線522)